

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、令和6年7月3日厚生労働省老発0703第5号厚生労働事務次官通知「令和6年度介護保険事業費補助金（福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分））の国庫補助について」の別紙「令和6年度介護保険事業費補助金（福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分））交付要綱」及び石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、令和6年能登半島地震において、被災した高齢者・障害者（児）等の仮設住宅等における安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス等の機能を有するサポート拠点の設置を支援することを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護・障害事業所等（別紙1に掲げるサービス類型の事業を実施する施設・事業所等をいう。以下同じ。）の設置者または能登地域6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町をいう。以下同じ。）であって、第4条に定める事業を実施する者とする。

2 補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象事業者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、総合相談、デイサービス等の機能を有するサポート拠点の整備事業とし、詳細は別紙2に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は次のとおりとする。

- (1) 工事費又は工事請負費及び工事事務費
- (2) 使用料及び賃借料
- (3) 備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）
- (4) 需用費（修繕料）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者（能登地域6市町を除く）は、事業計画書（様式第1-2号）を、別に定める日までに事業を行おうとする市町の首長に提出しなければならない。当該事業計画書の提出を受けた市長または町長は、事業計画に関する意見書（様式第2号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、事業計画に関する意見書を考慮のうえ、申請内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）

は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、定款および経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、入札によらない場合、最低でも2社以上から見積書を徴取すること。ただし、被災により地域に見積ができる事業者が1社しかない場合、または、地域に見積もりができる事業者が2社以上あるが、被災を受けて見積を必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合については、理由書（様式第3号）を提出し、事業を行おうとする市町了承のもと、1者見積も可とする。
- (2) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令の規定を遵守すること。
- (4) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

（事前着手）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合

は、あらかじめ事前着手届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。

（内容の変更等）

第9条 補助事業者は、この事業の内容の変更（対象経費の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合には、事業変更承認申請書（様式第5号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（中止または廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、事業計画遅延等報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第1項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

（繰越承認申請）

第12条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第8号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第13条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、または調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して報告、立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日または交付決定日の属する年度の3月31日（第12条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度の12月26日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に、別に定める関係書類等を添付し、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた補助金事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第17条 知事は、第10条の規定による補助事業の中止もしくは廃止の申請があつた場合または次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 次条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供した場合

(4) 2年間の賃借料として補助金の交付を受け、2年未満で施設運営を終了する場合

(5) 解体撤去費として補助金の交付を受け、解体撤去せずに施設のリースまたは賃借契約を終了する場合

(6) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容およびこれに附した条件に違反した場合、または知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消しまたは変更を行った場合において、既に当該取消しまたは変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。ただし、前項第4号及び第5号の規定による返還額は、当該費用相当額を上限とする。

(財産処分制限)

第18条 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、知事に財産処分承認申請書（様式第11号）を提出しなければならない。

3 第1項により補助事業者が財産を処分する場合において、知事は「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日付け会発第0417001号厚生労働省大臣官房会計課長通知）により算定した額を補助事業者に納付させることができる。

4 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(仕入控除税額)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合

を含む。)には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(様式第12号)により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(帳簿の整備)

第20条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

別紙1（第2条関係）

<介護サービス施設・事業所等>

通所介護、地域密着型通所介護（療養通所介護を含む）、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

<障害福祉サービス施設・事業所>

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

<障害児通所支援事業所又は障害児入所施設>

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

別紙2（第4条関係）

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金実施要領

1 設置形態

(1) 設置場所については、仮設住宅の集会室その他の施設との併設のほか、地域の中に単独設置も可とする。

(2) 建物については、新設のほか、リース契約での設置、既存建物を改修して設置することも可とする。

なお、リース契約や既存建物を賃貸する場合、当初契約時に設置期間中（2年間）のリース料や賃借料、解体撤去料も、当初契約時に一括して契約し、前払いとして設置年度に支払った場合には、本補助事業の補助対象とする。

(3) 新規に建物を整備する場合、予め期限を定めて設置する仮設建築物として建設することを基本とする。

ただし、以下の条件に反しない場合においては、通常の建築物として整備することも可とする。

①プレハブ等の仮設やリース契約よりも、同程度以下の金額で整備可能な場合

②被災者や地域の介護サービスの状況、建設地等の状況から、財産処分制限期間を超えて、通所介護事業など当該拠点で行う主たる事業の継続が見込まれる場合

2 設置対象設備

食堂（厨房）、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、トイレ、浴室、脱衣所、その他サポート拠点で行うデイサービス等の事業実施に必要な設備とする。

3 設置経費（補助単価）

補助単価については、サポート拠点1か所あたり5,000万円以内を基本とする。

ただし、設置箇所数や設置規模等により、上記によりがたい場合は、予算の範囲内で交付額を決定する。

4 機能

サポート拠点について、その機能及び運営は以下のとおりであるが、地域の実情に応じて、様々に組み合わせて行うことを可とする。また、補助事業者が自ら全ての事業を行わなくても、他の事業者や各種団体等が行う活動の場として提供するなど、関係機関と連携した事業実施も可とする。

能登地域6市町が整備した上で、運営を事業実施事業者等に委託することも可とする。

(1) デイサービスなど介護支援機能

・仮設住宅や周辺地域の高齢者や障害者（児）の介護等ニーズに対応するため、デイサービス等（※1）の事業を実施すること。

- ・デイサービス等の事業の運営費については、介護保険や障害福祉サービスの指定等（※2）を受け、介護報酬や障害福祉サービス等報酬などにより賄うものとする。
 - ・サポート拠点の事務室等を活用して、訪問介護や居宅介護支援等を行うことも可とする。
- ※1 介護保険のデイサービス、障害福祉サービスにおける生活介護、就労支援事業、共生型サービスのほか、介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス、一般介護予防事業等。
 - ※2 サポート拠点については、新たな事業所として指定を受けるほか、既存事業所のサテライトとして運営することも可とする。

（2）総合相談支援機能

- ・相談員を配置して、孤立の防止のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで、被災者を各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行うこと。
- ・総合相談支援については、他の事業者等で行う事業により必要な支援ニーズが賄われている場合は、サポート拠点の設置事業者が行わなくてもよいものとする。ただし、サポート拠点の相談室を活用するなど必要な連携を図ること。
- ・相談支援の実施にあたっては、介護保険の包括的支援事業、障害者（児）の相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業など既存の相談支援事業等との連携を図ること。

（3）交流・コミュニティ支援機能

- ・仮設住宅の入居者等の交流やコミュニティづくりの支援を行うことを可とする。なお、その場合、デイサービス等の設備等についても、デイサービス等利用者の利用に支障のない範囲で、仮設住宅の入居者等の交流等のため活用することを可とする。
- ・交流やコミュニティ支援において、サロン等の運営費用の補助など、既存事業費の活用を図ることを可とする。
- ・住民等が厨房や入浴施設等を利用する場合の光熱水費等については、収益事業として、利用料を収受することも可とする。

5 留意事項

サポート拠点の設置にあたっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。

介護保険法・障害者総合支援法に基づく指定事業所として整備する場合には、関係法令を遵守すること。

令和6年能登半島地震に関して、適切な支援（※1）、情報提供（※2）、および対応の検証を行うことを目的とし、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、民間の支援団体等に必要な協力を行うこと。

- ※1 石川県地域防災計画における被災者への支援（義援金配分・安否確認・情報分析等）
- ※2 各種支援制度の周知等

(様式第1号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
交付申請書

標記について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の内容及び経費の配分 様式第1-1号のとおり
- 3 事業計画 様式第1-2号のとおり
- 4 収支予算 様式第1-3号のとおり
- 5 添付書類
(1) 入札（見積合わせ）結果
※参考見積のみ実施済みの場合は、徴収した見積書
(2) 金額の内訳がわかるもの（見積内訳書等）
- 5 着手日（予定） 令和 年 月 日
- 6 完了日（予定） 令和 年 月 日

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金交付申請額内訳書

法人名 _____

(単位：円)

番号	住所	施設名(仮称可)	事業種別(当該施設で行う介護保険や障害福祉サービス等)	総事業費	補助対象経費				補助対象外経費	左のうち補助対象経費の計	寄付金その他の収入額	差引額	補助所要額
					工事費又は工事請負費及び工事事務費	使用料及び賃借料	備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)	需用費(修繕料)		A	B	(A-B) C	D
1													
2													
3													
4													
5													
計													

- ・ 総事業費が補助対象外経費を含む場合、その考え方と積算を記載した事業費按分表(様式任意)を提出すること。
- ・ D欄には、C欄の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載すること。

(様式第1-2号)

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業
事業計画書

1 法人名

2 施設名（仮称可）

3 計画期間 令和 年 月から令和 年 月まで
（施設の運営期間）

4 計画に至った経緯及び理由

5 施設の運営方針

6 当該施設の日常生活圏域で介護保険や障害福祉サービス等を行う施設・事業所の状況

7 前項を踏まえて、当該施設で行う介護保険・障害福祉サービス等（種別・定員・実施法人等）

8 総合相談（見守り支援や日常生活相談）の実施、または実施する他事業者との連携の方針

9 仮設住宅入居者等の被災者の交流やコミュニティづくりの支援に関する方針

10 職員確保・育成のための方策及び計画

--

11 地域住民への説明予定

--

12 用地状況、施設計画

住所	0
面積	m ²
取得等の方法	購入済／購入予定／賃借中／賃借予定 など
取得等の相手方	
施設の構造・規模	造 階建 m ²
施設の仮設・本設	仮設建築物／通常の建築物

添付資料

- ・ 位置図（地図に予定地の範囲を記載すること）
- ・ 配置図、平面図等、拠点整備計画にかかる図面
 - ※新築の場合は、準備ができ次第、立面図も提出
 - ※改修の場合は、改修の前後がわかる平面図 改修が外部にも及ぶ場合は立面図も提出
 - ※工事内容に補助対象外部分を含む場合、図面を色分けすること

13 特定行政庁との協議状況または予定

--

14 その他特記事項

--

(様式第 1 - 3 号)

令和 6 年度収支予算 (見込) 書

(収入)

(単位: 円)

科 目	金 額	摘 要
計		

(支出)

科 目	金 額	摘 要
計		

上記について、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

名 称
代表者職氏名

(様式第2号)

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業
事業計画に関する意見書

1 法人名

2 施設名（仮称可）

3 計画期間 令和 年 月から令和 年 月まで
（施設の運営期間）

5 当該施設の運営方針についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

4 当該施設の日常生活圏域で介護保険や障害福祉サービス等を行う施設・事業所の状況

5 当該施設で行う介護保険・障害福祉サービス等についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

7 当該施設で行う総合相談の実施、または実施する他事業者との連携についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

8 当該施設で行う被災者の交流やコミュニティづくりの支援についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

9 職員確保・育成のための方策及び計画についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

10 地域住民への説明予定についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

12 用地状況、施設計画についての意見

問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

12 市町としての総合的な判断

- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。
- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものの、以下の点に留意願いたい。
- 以下の点で問題がある。

13 市町における優先順位 位

14 その他特記事項

上記整備計画についての意見は以上のとおりである。

令和 年 月 日

市（町）長

石川県知事 様

(様式第3号)

理由書

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業にあたり、下記の理由により1者見積りでの事業実施を希望します。

記

- 被災により地域に見積もりができる事業者が1社しかない。
(事情説明)

[]

- 地域に見積もりができる事業者が2社以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積書の提出に相当な時間を要する
(事情説明)

[]

令和 年 月 日

名 称
代表者職氏名

.....
(市町記入欄)

- 問題ない。 問題ないものの、以下の点に留意願いたい。 以下の点で問題がある。

[]

上記理由書についての意見は以上のとおりである。

令和 年 月 日

市(町)長

石川県知事

様

(様式第4号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
事前着手届

令和 年 月 日付で交付申請した標記事業について、下記のとおり補助金の交付決定前に事業に着手したいので、届け出ます。

なお、交付決定前に着手する事業に関し、交付要綱に規定する要件を備えていないこと、交付申請額が予算額を超過すること、またはその他の事由により、補助金が交付されない、または補助金の交付決定額が申請額を下回ることとなっても異議を申し立てないことを誓約します。

記

1 交付決定前に事業に着手する理由

2 着手日 (予定)

令和 年 月 日

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第5号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け 障福第 号により補助金交付決定の通知があった
標記事業を下記のとおり変更したいので、承認されたく、申請します。

記

1 変更の理由

※詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

2 変更の内容

※詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

3 添付書類

※申請時に提出した書類のうち、変更があったものを添付すること。

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第6号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 障福第 号により補助金交付決定の通知があった
標記事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されたく、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

※詳細に記載し、参考となる資料等がある場合は添付すること。

2 中止（廃止）日（予定）

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第7号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
事業計画遅延等報告書

令和 年 月 日付け 障福 第 号により補助金交付決定の通知があった
標記事業が予定の期間内に完了しない見込みであるため、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延の理由及び原因
- 3 当初予定完了日
- 4 変更後完了日（予定）

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第8号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
繰越承認申請書

令和 年 月 日付け 障福第 号により補助金交付決定の通知があった
標記事業費補助金事業については、事業の進捗を図っているところですが、下記の理由に
より事業完了が困難となったので、事業の計画変更及び年度繰越を承認願いたく申請しま
す。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 繰越額 金 円
- 3 変更後事業期間（予定） 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

4 事業の繰越状況

区分	総額	年度内出来高	翌年度出来高	不用見込額
総事業費				
うち補助金額				

※詳細は別紙出来高調書のとおり

5 繰越の理由

- 計画 設計 気象 用地 資材 補償処理 事故
(具体的な理由)

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第9号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け 障福第 号により補助金交付決定の通知があった
標記事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 精算額 金 円
- 3 事業期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

4 添付書類

- (1) 精算額内訳書 (様式第9-1号)
- (2) 収支決算 (見込) 書 (様式第9-2号)
- (3) 法人が工事・納品等の完了確認を行った検査調書 (様式任意)
- (4) 支出金額及び事業が完了したことがわかる資料
〔 備品購入の場合、納品書、請求書等の写し
工事を伴う場合、契約書、完成届、建物引渡書、請求書等の写し 〕
- (5) 建物の検査済証 (建築基準法第7条関係) (写し) ※該当する場合
- (6) 消防用設備等検査済証 (消防法第17条関係) (写し) ※該当する場合
- (7) 解体撤去費相当額の履行保証保険の保険証券 (写し) ※解体撤去費を含む場合
- (8) 工事にかかる図面 ※工事を伴う場合
- (9) 備品の写真、完成写真

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金精算額内訳書

法人名 _____

(単位：円)

番号	住所	施設名	事業種別（当該施設で行う介護保険や障害福祉サービス等）	総事業費	補助対象経費				補助対象外経費	左のうち補助対象経費の計 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助金精算額 D	補助金交付決定額 E	補助金受入済額 F	補助金精算請求予定額 (D-F) G	
					工事費又は工事請負費及び工事事務費	使用料及び賃借料	備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）	需用費（修繕料）									補助対象外経費
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
計																	

- ・ 総事業費が補助対象外経費を含む場合、その考え方と精算を記載した事業費按分表（様式任意）を提出すること。
- ・ D欄には、C欄の千円未満の端数を切り捨てた金額とE欄の金額を比較して少ない方の金額を記載すること。
- ・ G欄には、D欄の金額からF欄の金額を差し引いた金額を記載すること。

(様式第9-2号)

令和6年度収支決算(見込)書

(収入)

(単位:円)

科目	金額	摘要
計		

(支出)

科目	金額	摘要
計		

上記について、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

名 称
代表者職氏名

(様式第10号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(円 0)

所在地 0
名称 0
代表者職氏名 0

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 障福 第 号により額の確定の通知があった
標記事業について、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求額 _____ 円
(内訳) 交付決定額 _____ 円
(交付済額 _____ 円)
今回請求額 _____ 円
残 額 _____ 円

2 振込先 (金融機関名・支店名)
(口座種別・口座番号)
(口座名義)
(カナ)

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第11号)

令和 年 月 日

石川県知事 様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年度に標記の補助金の交付を受け取得した財産を処分したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 処分財産
- 2 取得金額 金 円
- 3 補助相当額 金 円
- 4 評価額 金 円
- 5 種類
- 6 構造または用途
- 7 細目
- 8 処分制限期間 年
- 9 経過年数 年
- 10 処分の内容
- 11 処分予定年月日 令和 年 月 日
- 12 経緯及び処分の理由

- 13 添付資料
 - ・ 処分財産の図面及び写真
 - ・ 交付決定通知書及び確定通知書の写し
〔 保管されてない場合は交付額を確認できる 〕
〔 決算書等でも可 〕
 - ・ その他参考となる資料

発行責任者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担当者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(様式第12号)

令和 年 月 日

石川県知事

様

(〒)

所在地
名称
代表者職氏名

石川県仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

令和 年度に交付を受けた標記補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額
について、下記のとおり報告します。

記

1 事業に係る仕入控除税額報告

施設名	事業種別	補助金確定額	消費税及び地方消費税の 申告により確定した消費 税及び地方消費税に係る 仕入控除税額 (要補助金返還相当額)
	計		

3 添付書類

仕入税額控除内訳書 (様式第12-1号)

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書等

発行 責任 者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

担 当 者	所属	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

仕入税額控除内訳書

施設名 _____

種別 _____

補助金確定額 _____ 円…①

仕入控除税額（要補助金返還相当額）の概要を選択

	添付書類
<input type="checkbox"/> 消費税の申告義務なし	理由がわかる書類（前々事業年度の課税売上高がわかる書類など）
<input type="checkbox"/> 簡易課税方式による申告	課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）
<input type="checkbox"/> 社会福祉法人等の消費税法別表第三に該当する法人であり、特定収入割合が5%超	消費税法別表第三の該当する法人の種類、特定収入割合の計算表
<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告	課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書
<input type="checkbox"/> 補助対象経費が人件費等の非課税仕入れのみ	なし
<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る消費税等相当額を補助金額から減額済	なし
<input type="checkbox"/> 上記以外（補助金の返還が発生）	課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書、付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

※「上記以外（補助金の返還が発生）」の場合、以下の該当する項目を選択し、記入

課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上(全額控除)
仕入控除税額 = (① × 10/110) = _____ 円

一括比例配分方式
課税売上割合 =
課税資産の譲渡等の対価の額 _____ = _____ …②
資産の資産の譲渡等の対価の額 _____
※確定申告より転記

補助対象経費の内訳（補助金額ではないので注意 合計額が実績報告額と一致すること）

区分	課税仕入			合計	単位：円
	課税売上	非課税売上	共通		
税 10 %					
	小計				

③

税 8 %				
	小計			

③'

合計			
----	--	--	--

④

仕入控除税額 = (① × 10/110 × ② × (③ / ④)) + (① × 8/108 × ② × (③' / ④')) = _____ 円

個別対応方式
課税売上割合 =
課税資産の譲渡等の対価の額 _____ = _____ …②
資産の資産の譲渡等の対価の額 _____
※確定申告より転記

補助対象経費の内訳（補助金額ではないので注意 合計額が実績報告額と一致すること）

区分	課税仕入			非課税仕入	合計	単位：円
	課税売上	非課税売上	共通			
税 10 %						
	小計					

⑤

⑥

税 8 %					
	小計				

⑤'

⑥'

合計				
----	--	--	--	--

⑦

仕入控除税額 = (① × 10/110 × (⑤ / ⑦)) + (① × 10/110 × ② × (⑥ / ⑦)) +
(① × 8/108 × (⑤' / ⑦)) + (① × 8/108 × ② × (⑥' / ⑦)) = _____ 円